

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B町所在のC（労働保険事務組合）に労働保険事務の処理を委託し、昭和〇年〇月〇日に労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働基準局長から承認を受けている者である。

請求人は、A県B町所在のDの実質的な事業主として、事業を営んでいたところ、東日本大地震の被災者用仮設住宅の畳の表替えの作業を平成〇年〇月〇日から実施していたが、作業終了後の同年〇月〇日午前〇時頃、自宅にて右手が動かなくなったなどの症状が出現したため、E病院に救急搬送され、さらにF病院に再搬送され、同病院での検査の結果、「脳梗塞（ラクナ梗塞）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして、特別加入者として、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、特別加入者である請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人が過重な業務に従事したことにより、本件疾病を発症した旨主張している。

請求人は、労災保険法の特別加入者であり、業務災害及び通勤災害については、労働基準法の適用労働者に準じて行くとされている。そして、業務災害については、労災保険法上、特別加入者の被った災害が業務災害として保護される場合の業務の範囲は、あくまでも労働者の行う業務に準じた業務に限られるとされているところである。

特別加入者の業務上外の認定に関しては、労働省（現厚生労働省）労働基準局長通知「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」（昭和40年12月6日付け基発第1591号。以下「基本通達」という。）及び厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通知「中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正に伴う事務処理上の留意事項について」（平成14年3月29日付け基労補発第0329001号。以下「留意通達」という。）が定められているが、当審査会としても、特別加入者の業務の実態に鑑み、妥当な取扱いであると考えます。

また、請求人の本件疾病は、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因す

るものを除く。以下「脳・心臓疾患」という。)に該当し、厚生労働省労働基準局長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨は決定書別紙記載を引用する。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

(2) 以下、本件について、認定基準等に照らして検討する。

ア 請求人の疾病名及び発症時期について

G医師の平成○年○月○日監督署受付けの意見書及びH医師の平成○年○月○日付け意見書等から、請求人に発症した疾病名は本件疾病であり、発症の時期は平成○年○月○日であることが確認できる。

イ 異常な出来事との遭遇について

請求人の発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇した事実は認められない。

ウ 業務の過重性について

特別加入者の作業内容は、労働者とは異なり、他人の指揮命令により他律的に決定されるものではなく、当該特別加入者自身の判断によって主観的に決定されることが多いため、その作業又は作業の範囲を確定することは通常困難である。

そのため、特別加入者の時間外労働については、特別加入申請書に記載された所定の始業及び終業の時刻(以下「所定労働時間」という。)及びその業務に接続する準備・後始末行為に係る時間、そして労働者の時間外労働又は休日労働に応じて行う特別加入申請書に記載された業務の範囲においてのみ補償の対象となるものである。具体的には、労働者の所定労働時間外における特別加入者の業務遂行については、当該事業場の労働者が時間外労働又は休日労働を行っている時間の範囲においてのみ業務遂行性を認めると解されており、当審査会としてもこの取扱いは妥当であると判断する。

そこで本件についてみると、請求人は「震災発生後の平成○年○月○日に再開した仕事が忙しく、休みも取れず、残業も続いたために心身の負担が大きくなった。」と主張していることから、業務再開日から発症日前日の同年○月○日まで(以下「本件対象期間」という。)の業務の過重性を検討することが妥当であると判断する。すると、請求人の場合、1日の所定労働時間は、

昭和○年○月○日付け特別加入申請書に記載された8時から17時まで（休憩時間を除いて8時間）ということになり、所定労働時間外については、請求人の経営する豊店では過去5年間労働者が雇用されていないので、上記特別加入申請書に記載された所定労働時間以外に業務を行ったとしても、労働者災害補償保険の評価の対象とはならない。

また、休日について、請求人は日曜日及び祝日を休日と申述しているが、現行労働基準法上、週40時間労働の適用を受ける業種である請求人の豊店においては、1週間の始まりを特段定めていないことから、昭和63年1月1日付け基発第1号により、「日曜日から土曜日までを暦週」とする取扱いを用いて、週の最終日である土曜日を休日とみなし、本件については毎週日曜日・土曜日及び祝日を休日とした。

請求人は、休日である土曜日にも特別加入申請書に記載されている業務と同様の作業を行っていることになるが、前述したとおり、労働者を伴っていないければ、時間外労働の評価の対象とはなり得ず、短期間の過重業務は認められない。仮に、日曜日及び祝日のみを休日としたとしても、特別加入者である請求人の場合、平成○年○月○日の日曜日も休日として確保されているという解釈となり、発症前おおむね1週間の時間外労働時間は8時間×1土曜日＝8時間にとどまり、特に過重な業務とはいえない。

なお、上記のとおり、特別加入者については、労働時間に関しては「所定労働時間」の範囲でしか算定できないので、請求人の場合、長時間の過重業務は認められないものである。

(3) なお、請求人らのその余の主張及び同業者等の陳述書を子細に検討するも、上記判断を左右するに足りるものは見出すことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。